

特 集

冬の暮らしを安全に

江別の除雪



ハルユタカなどの農作物の作業に向け、融雪剤をまくための通路を作る「雪割り」と呼ばれる作業。

例年3月上旬から行われ、この風景を見ると、農家の方々は、春を間近に感じるとか。

右のQRコードでは、この「雪割り」や特集に関する動画を公開していますので、ぜひご覧ください。



市の除雪と置き雪

江別市では一冬で、平均約5mの雪が降ります。

この降雪量は、5年平均で近隣11市町中、上位4位であり、道内でも中位程度にあたります。

市は、予算約13億円を計上し、作業員約300人が、車両約300台を駆使して市道などの除排雪を実施しています。

除雪は、暖気に備えて、なるべく固まった雪の層まで削り、朝までに作業を完了させるため、その雪を道路脇へかき分ける、「かき分け除雪」を実施しています。

そのため、かき分けた雪は、各家庭の玄関や車庫前などの置き雪となります。

置き雪には、非常に多くの苦情や問い合わせが寄せられており、市では、どうすればより置き雪量の差が小さい公平な除雪ができるかを試行錯誤しています。

そこで本特集では、市の除雪が、どのように行われているかを紹介します。

【詳細】土木事務所雪対策課

☎ 383-5900



冬の暮らしを安全に

江別の除雪

3月上旬まで(予定)

雪堆積場の開放

使用は無料ですが、利用許可証が必要です。

● 雪堆積場所と利用時間

- ① 石狩川雪堆積場 6時～18時
(工栄町 旧国道337号沿い)
- ② 1号線雪堆積場 9時～18時
(杜の美江別自動車学校横)
- ③ 13丁目雪堆積場 9時～18時
(大麻13丁目通り沿い)

※ 年末年始の雪堆積場の開放

(開放時間はいずれも9時～18時)

- 12月31日… ② 1号線のみ開放
- 1月1日… ③ 13丁目のみ開放
- 1月2日… ① 石狩川のみ開放
- 1月3日… ② 1号線のみ開放

● 利用許可証の発行方法

下記(A)～(C)を持ち、江別除雪センターで申請してください。申請書は右のQRコードから入手できます。



- (A) 搬入車両の車検証(写し可)
- (B) 市内の雪運搬の事実が確認できるもの
- (C) 認印

※令和元年度以降発行の許可証は5年間有効

・日曜日は隔週休みです。詳細は、右のQRコード(江別市雪情報総合案内)からご確認ください。



全長、約780キロ 除排雪の種類と方針

「市道」などを除雪

市は、除排雪作業を江別環境整備事業協同組合に委託し、原則、全ての作業を夜間から早朝にかけて実施します。

※国道(12号、337号、275号)は北海道開発局、道道(5丁目・8丁目通り、2番通りの8・15丁目など)は北海道が除雪しています。除雪の種類には、新雪除雪(車道・歩道)、路面整正、

拡幅除雪があります。

新雪除雪

降った雪を左右にかき分けます。床(固まった雪の層)が厚い場合は削ります。

「床を削る理由」

少し気温が上がって道路の雪がザクザクになり、消防や警察などの緊急車両の通行ができなくなることを防ぐためや、通勤・通学などの安全確

保、自動車のバンパーなどの破損を防ぐためです。

「かき分け除雪の理由」

市が除雪しなければならぬ道路約780kmを、限られた車両と人員で朝7時までに終わらせるためです。

通勤・通学の時間帯である朝7時までに終わらせないと、交通量が増えたなかで除雪を行うこととなり、事故のリスクが高まります。

「出勤するか否かの判断」

連続して10cm以上の降雪があるかを目安に、おおよそ0

大雪時の通行止め

近年、短時間で集中的に降る大雪により、立ち往生が頻発しています。そのため、国土交通省は、通行止めの考え方を、「なるべく通行止めをせず道路交通を確保する」から「人命を最優先に、大規模な立ち往生を避けるために躊躇なく通行止めを実施する」に転換しました。

市でもこの考え方を参考に、大雪時の体制強化を図っていきたいと考えています。また、今後の気象状況により、これまで主に農村地区で実施していた吹雪による通行止めを、市街地でも実施する可能性がありますので、ご協力をお願いします。



砂袋を配布しています！

歩道や車道などの公共の場所で、滑りやすい箇所への砂まきに協力していただける方に、砂袋を配布しています。ご希望の方は、道路管理課維持係(☎383-5900)までにご連絡ください。



路面整正

路面の凹凸やわだちを削ります。作業は、路面状況を見て適宜、路線を選んで行い、可能な範囲で置き雪をしません。

時には作業が開始できるよう判断します。そのため、朝方に降雪があると、除雪作業ができずに、多くの人の活動開始時間帯に、雪がある程度残ってしまうこともありますので、ご了承ください。

拡幅除雪

雪山の車道側を削り、雪山

市民協働で雪対策

除雪の全てを行政が行うことは不可能です。

主に車道部分を市などの行政が、玄関前などの置き雪を市民と事業者の皆さまに、排雪は、幹線道路を市が行ない、生活道路は、自治会排雪を市が支援することを基本としています。

雪を置き換えるスペースがある場合は、毎出勤時に実施しています。



上野産業株式会社
宮崎 政春さん

江別環境整備事業協同組合
石井 智也さん

除雪作業員が解説

かき分け除雪の方法

新雪除雪で行う「かき分け除雪」で使用する車両や除雪ルートなどを、江別環境整備事業協同組合の石井さんと、除雪作業員の宮崎さんに解説してもらいました。

除雪ドーザのプラウ

かき分け除雪は、「除雪ドーザ」（左写真）を使用します。運転手は、除雪ドーザの「プラウ」という鉄の板を操作し、

新雪除雪で行う「かき分け

雪をかき分けます。

かつてのプラウは、真つすぐのまま動かすことができませんでしたでしたが、現在、市で使っている除雪ドーザのプラウは、左右の2枚の鉄の板を、それぞれ独立して動かすことができます。

その動きを駆使し、各々の道路で最適な形状を選び、除雪を実施していきます。

9通りの形状

例えば、図1の形状は、右のプラウを閉じ、左のプラウは開いたままにしています。この形状は、道路の雪をきれいにし、左に雪をかき分けていく時に使います。比較的に道路は、この左右のアングルを微調整しながら、数往復して、道路をきれいにします。

図2の形状では、左右のプ

ラウを閉じています。この形状は、狭い道路などの雪を一気にかき分けていく時に使います。また、左右にあまり雪を出せない場所や、かき集めた雪を目的の場所まで持って行く時にも使っています。

そのほか、左右のプラウを動かしてできる形状は全部で9通りあり、目的に合わせて形状の選択と、開け閉めの微調整によりかき分ける雪の量を調節し、できる限り置き雪が均等になるよう除雪しています。

一番困る路上駐車

例えば図1の形状で除雪をしている途中で左側に路上駐車があると、左のプラウを閉じなければなりません。

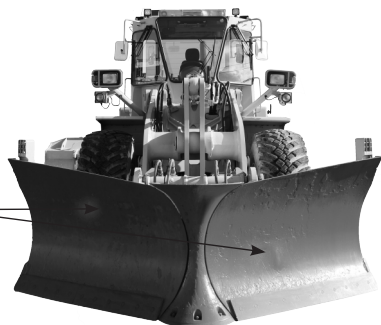
そうすると、左にかき分けるはずだった雪が出せずに、どうしても右側への置き雪が多くなってしまう。

また、自宅の雪を道路に出していたりすると、その分、周辺の置き雪が多くなってしまう。

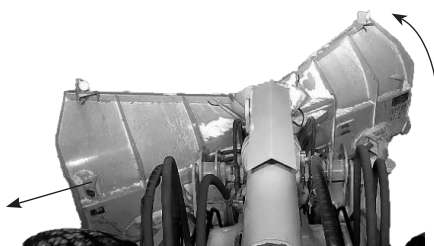
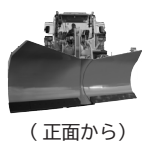
こうなると、置き雪をできるだけ均等になるよう調節するのが難しくなります。

【除雪ドーザ】

ここが、「プラウ」。左右それぞれハンドルがあり、開いたり、閉じたりすることができます。

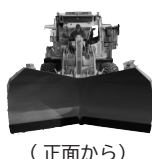


【図1】



ブレードの左を開き、右を閉じている。そのため、左側に多く雪がかき出される。

【図2】



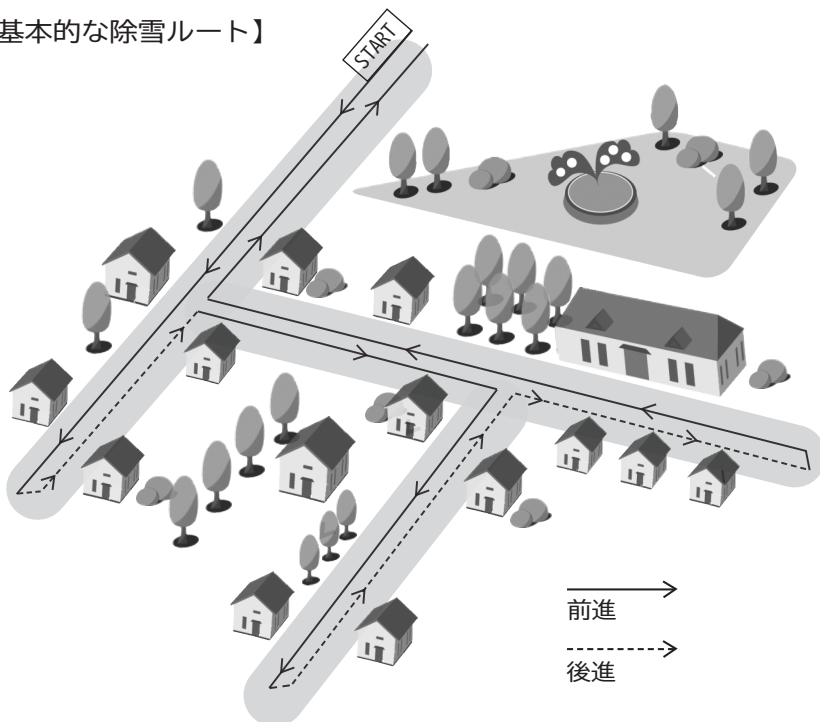
ブレードの左右を内側に閉じることで、あまり左右に雪がかき出されない。



冬の暮らしを安全に

江別の除雪

【基本的な除雪ルート】



除雪のルートは固定

生活道路の除雪は、市内を全12工区に分け、江別環境整備事業協同組合に加入している除雪担当事業者が、それぞれの担当工区を除雪します。除雪担当事業者は、担当工区のどこにマンホールがあるか、どこに縁石があるところから低くなるかなど、各工区

地形を詳細に把握しています。それらを基に、除雪が朝7時までに終わるルートを、細かい部分まで決めていきます。左の図は、一般的な住宅地の除雪ルートの一部で、このようなルートを、作業員は『一筆書き』と呼んでいます。そのエリアを『一筆書き』のように無駄なく、効率よく除雪ができるように、考えら

市からのお願い

市では、道路交通を安心、安全にすることに重点を置き、床を削るかき分け除雪を採用しています。

しかし、それだけでは安心、安全な道路を保つことができません。

市民の皆さまには、以下の内容など、雪に関する生活上のルールやマナーを守っていただくようお願いします。

置き雪処理のご協力をお願いします

新雪除雪による玄関前などの間口の置き雪処理は、ご負担をお掛けしますが、市民の皆さまのご協力をお願いします。

家庭用除雪機を使用する場合や、除雪業者に依頼する場合、近隣へ配慮し道路をふさがないように、適切に処理しましょう。

路上駐車はやめましょう

路上駐車があると、道路全体が除雪できない、置き雪の均等化がさらに難しくなる、朝7時までに除雪が完了しないなどのおそれがありますので、やめましょう。

れたルートだからです。

このように決められたルートに沿って、道路の雪をきれいにき分け、置き雪ができるだけ均等になるよう、途中で何度か往復し、除雪をしています。

これらを踏まえ、左のQRコードの動画をご覧ください。いただくと分かりやすいと思います。



特集への感想を募集

ぜひ感想をお寄せください。

●市 HP アンケートフォーム
右の QR コードを読み込んでください。



●郵送・ファクスで送る
〒067-8674 高砂町6 広報広聴課
FAX 381-1149

調整池、公園へ重機で雪入れ禁止

〔詳細〕 治水課 ☎ 383-5900/ 公園係 ☎ 381-1045

施設内のフェンス、遊具、樹木などが破損し、多額の修繕費がかかるほか、子どもたちに危険がおよぶ可能性があります。なお、各家庭で間口除雪などを業者へ依頼している場合は、留意する旨を業者へ伝えるようお願いいたします。



屋根の雪下ろしはこまめに

毎年、屋根の雪や雪庇、氷柱が落下する事故が発生しています。歩行者が巻き込まれたり、通行の妨げになるなど大変危険ですので、転落事故や通行人に注意しながら、こまめに雪下ろしをしましょう。

雪に関する問い合わせ先

江別除雪センター
(工栄町 19-1)

☎ 381-6622
(24 時間対応)

市の担当 雪対策課
☎ 383-5900